

別 添

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
(所在地情報の追加等)

1 公表の趣旨

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表については、

- (1) 公表事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらおう
- (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立ててもらおう

という観点等から、労災認定を受けた労働者が所属していた事業場及び特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称等の情報を公表しています。

今回は既に事業場情報が公表されている事業場（平成17年7月、8月、平成20年3月、6月及び10月公表）のうち、所在地を公表していない事業場の所在地情報を事業場一覧表に追加するものです。

2 所在地情報を追加する事業場数

2, 582 事業場

平成17年7月29日公表分	建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	138	事業場
	建設業の事業場の一覧表（第2表）	96	事業場
平成17年8月26日公表分	建設業以外の事業場の一覧表（第1-1表）	55	事業場
	建設業の事業場の一覧表（第1-2表）	24	事業場
	建設業以外の事業場の一覧表（第2-1表）	72	事業場
	建設業の事業場の一覧表（第2-2表）	30	事業場
平成20年3月28日公表分	建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	989	事業場
	建設業の事業場の一覧表（第2表）	1,178	事業場

3 平成20年3月28日公表分の事業場情報の追加

平成18年度労災認定事業場

1 事業場（労災認定件数 1件）

4 新たに追加する所在地等情報に関する留意事項

- (1) 「事業場の所在地」は、原則として支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、企業倒産又は工場閉鎖等により事業場が廃止された場合は、廃止された当時の事業場の所在地を記載しています。
- (2) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合、又は出張作業において石綿にばく露している場合は、通常、その事業場の事務所の所在地と実際に石綿作業を行った場所とが異なり、公表事業場の事務所の所在地においては石綿作業が行われていません。
- (3) 建設業の事業場の場合（第2表）には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所（現場）で石綿作業が行われており、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所です。

なお、平成20年3月28日公表分から、建設業については、①事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれのないこと、②建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とする事、③建設現場では石綿ばく露作業が行われていたことから、「事業場における石綿取扱い期間」及び「現在の石綿取扱い状況」については除外しています。
- (4) 「事業場所在地」以外の事項は、それぞれ公表時点において把握した情報を記載していますが、事業場が数回にわたって公表されている場合の「事業場における石綿取扱い期間」、「現在の石綿取扱い状況」及び「特記事項」については、最も新しい公表時点の内容を記載しています。
- (5) 公表事業場のすべてが、直接的に石綿を取り扱う作業を行っていたものではなく、石綿の取扱いが非常に微量であったり、出張作業現場における間接的なばく露である事業場を含んでいます。このような直接的に石綿を取り扱う作

業を行っていない場合であっても、労災認定等された労働者の最終石綿ばく露事業場であれば、事業場公表の対象としています。

- (6) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行うよう処理しています。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあります。